

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解					国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		内閣府記載欄		
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き		理由等	内閣府コメント
地域18	森里海連環高津川流域の森と構想特区	保安林に関する許可申請の適年化)	83	<p>ナラ枯れ被害防止や木材生産のために、保安林内で生産事業者が皆伐を行う際に、作業の効率性の観点から、森林所有者との伐採契約が整った時点で伐採許可申請をしたいが、伐採許可申請のタイミングが年4回と規定されており、契約から伐採を行うまでの期間が最大で3ヶ月空くことになり、作業の効率性が削がれているため、受付回数を増やすことにより、ナラ枯れ被害防止等に即座に対応が可能となる。</p> <p>当初は適年化を要望していたものであるが、春協議の過程で回数増の方向性についても議論されたため、その後の地域協議会での意見等を再度集約した中で、年4回の受付回数を増やすことで再度協議とした。</p> <p>したがって、春の協議で論点となった財産処分権の公平性の確保については、当初の適年化を求める際の課題であるため言及していない。</p> <p>【受付回数増について】 伐採許可申請の受付回数を年4回から年6回に増やす</p>	<p>保安林の皆伐による伐採許可申請を年4回とする規定では、作業の効率性が削がれることや、伐採機材の移動等に係るコストが増大する。しかし、受付回数を増やすことにより、ナラ枯れ被害防止等に即座に対応が可能となる。以上ことから、この規定こそがボトルネックであり課題と判断する。</p> <p>なお、この基準は森林法施行令により規定された基準であり、この基準の改正権限は地方に移譲されておらず、国での改正作業が必要なものである。</p>	1回目	農林水産省林野庁治山課	森林法第34条(保安林における制限)第34条の2(択伐の届出等)第34条の3(間伐の届出等)第34条の4(植栽の義務)森林法施行令第4条の2	C			<p>保安林の皆伐の許可申請の受付回数については、森林所有者等の財産処分にあたっての機会の確保や森林所有者間等の公平性の担保及び、都道府県の許可事務手続きの適正な遂行等の観点から、森林法施行令に期日を定めて年4回としているところである。</p> <p>ご提案の特例(伐採許可申請の受付を年4回から6回に変更)を設けるためには、法令改正等に向けて当該区域の特殊性及び当該区域のみにおける措置の必要性・合理性等の具体的な説明が不可欠と考えるが、現状ではそのような説明を行うことは困難であると考える。</p> <p>本提案の理由となっている素材生産事業者の円滑な素材生産事業の展開については、伐採予定の隣接箇所及び不測の事態への対応に向けた代替皆伐予定地を含めた計画的な伐採の事前の許可申請に加えて、現在、「森林・林業再生プラン」に基づき全国的に取り組んでいる持続可能な林業経営を確立するための「森林経営計画」の策定や地域での事業実施の動向把握等を通じて素材生産事業者の計画的な事業実施に向けた取り組み(森林施業の集約化と事業量確保)を推進することにより対応可能と考えている。</p>	C	<p>本提案の理由となっている素材生産事業者の円滑な素材生産事業の展開については、本提案と並行し圏域内の森林組合等と調整し「森林・林業再生プラン」に基づき「森林経営計画」の策定を推進しているところである。</p> <p>しかしながら、計画どおりに行えない場合もあり、圏域内で素材生産事業が盛んな地域では、保安林率が高いため山林地域における経済性を踏まえ、また、保安林の伐採許可申請の受付回数増については、許可権者である島根県の事前了解をいただいていることから、地域の特殊性として、受付回数増について、再度ご検討いただきたい。</p>	<p>農林水産省は、自治体の提案の特例を設けるためには、地域の特殊性等の具体的な説明が不可欠との見解を示しており、自治体は、地域の特殊性は説明したとしている。農林水産省は自治体の見解を踏まえ、再度規制の特例措置について、検討を行うこと。</p>	
						2回目		C		<p>ご提案の再検討に際しては、法令改正等にあたって不可欠である当該地域の特殊性及び特例措置の必要性・合理性等についてこれまで十分にご説明いただいていたとあらず、その詳細について改めてお示しいただく必要があると考えている。</p> <p>また、本提案の理由となっている素材生産事業者の円滑な素材生産事業の展開については、既に代替案としてお示したように、伐採予定の隣接箇所及び不測の事態への対応に向けた代替皆伐予定地を含めた計画的な伐採の事前の許可申請及び、「森林・林業再生プラン」に基づき全国的に取り組んでいる持続可能な林業経営を確立するための「森林経営計画」の策定や地域での事業実施の動向把握等を通じて取り組み(森林施業の集約化と事業量確保)を推進すること等により、対応可能と考えている。このため、上記については、実施に向け当該許可権限を有する島根県をはじめとする関係者と検討を進めていただくとともに、上記については、引き続き、森林経営計画の策定等を通じて計画的な事業実施に向けた取組を推進していただきたい。なお、について、仮に実施について支障がある場合、その内容(例えば、ご回答にある「計画どおりに行えない場合」の内容等)を詳細にお示しいただきたい。</p>	a	<p>法令改正等にあたって不可欠である当該地域の特殊性及び特例措置の必要性・合理性等についてこれまで以上に説明を行ったと考えております。なお、本提案の理由となっている素材生産事業者の円滑な素材生産事業の展開については、現在、伐採予定の隣接箇所及び不測の事態への対応に向けた代替皆伐予定地を含めた計画的な伐採の事前の許可申請について、構成市町が島根県より、保安林の伐採許可申請等手続きの権限移譲を受けることについて、構成市町において検討中、また、については、圏域内の森林組合等と調整し「森林・林業再生プラン」に基づき「森林経営計画」の策定を推進しているところである。</p> <p>なお、本件に係る今後の方向性として、当初提案の受付適年化、協議過程で提案した受付回数増については、規制緩和措置による対応は困難と理解しましたので、現行制度内での対応を模索したい。</p>	<p>構成市町が島根県より、保安林の伐採許可等の権限移譲を受けた場合は、自治体の取組は実現可能な見込みとなるため協議終了。自治体は取組の実現に向けて、権限移譲に係る島根県との協議を進めるとともに、農林水産省の代替案 について、検討・推進すること。</p>			